



埼玉県報

第 707 号
令和 8 年(2026 年)
4 月 3 日
金曜日

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の一部解除（水環境課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の全部解除（水環境課）
- 鴻巣都市計画区域の変更（都市計画課）
- 行田都市計画区域の変更（都市計画課）
- 熊谷都市計画区域の変更（都市計画課）
- 幸手都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値の変更（建築安全課）
- 都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値の変更（建築安全課）
- 県道三芳富士見線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道さいたまふじみ野所沢線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

雑報

- 埼玉県議会議長・副議長（議会・秘書課）

正誤

- 埼玉県告示第 355 号中訂正（森づくり課）
- 埼玉県教育委員会規則第 7 号中訂正（教委・総務課）

告 示

埼玉県告示第二百三十九号





土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和六年埼玉県告示第三百五十四号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

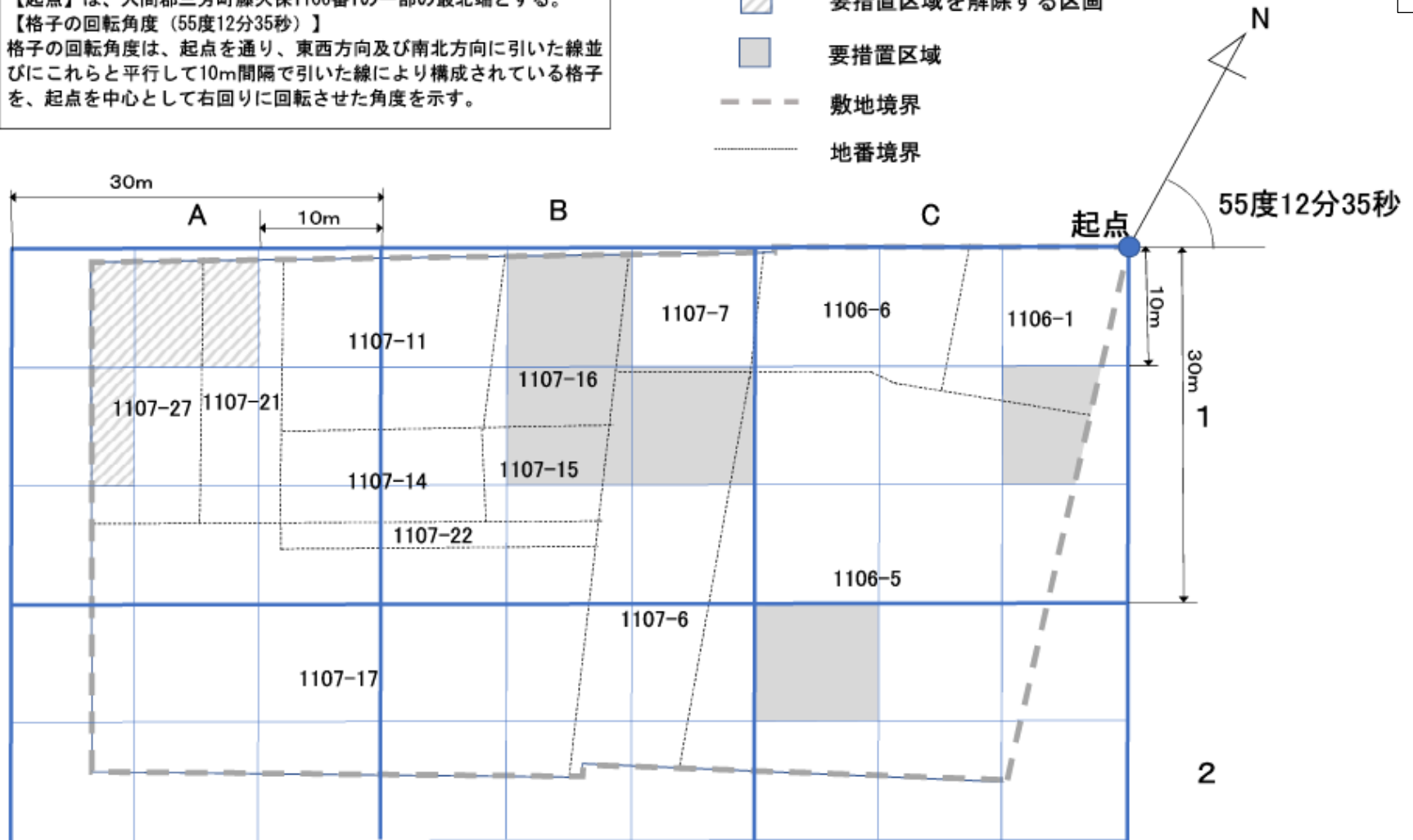
令和八年四月三日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字南新埜千百七番二十一の一部及び千百七番二十七の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
テトラクロロエチレン
- 三 講じられた実施措置
基準不適合土壌の掘削による除去

【起点】は、入間郡三芳町藤久保1106番1の一部の最北端とする。
 【格子の回転角度（55度12分35秒）】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

-  要措置区域を解除する区画
-  要措置区域
-  敷地境界
-  地番境界



告 示

埼玉県告示第二百四十号




土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和六年埼玉県告示第三百五十五号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

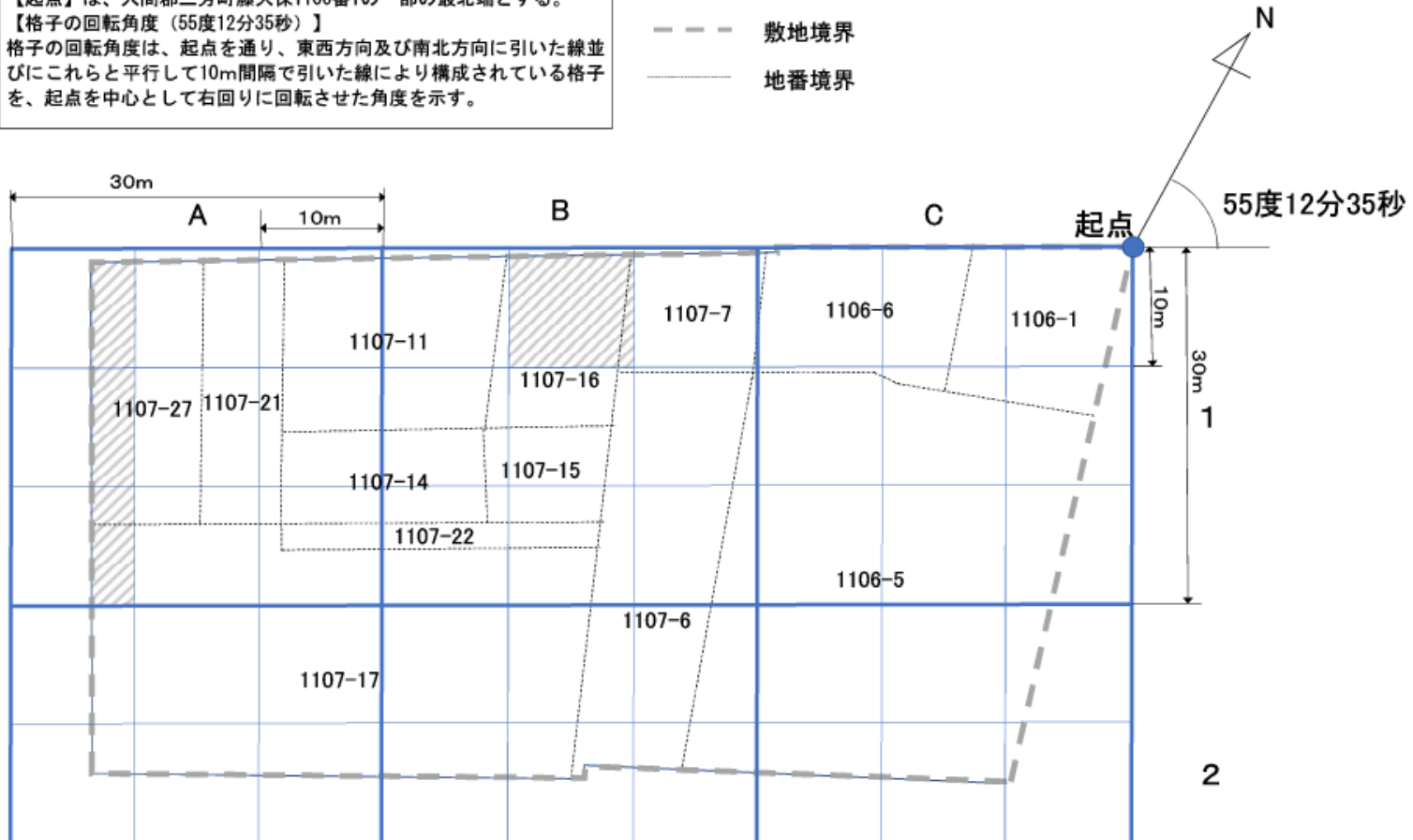
令和八年四月三日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字南新埜千百七番七の一部、千百七番十六の一部、千百七番十七の一部及び千百七番二十七の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

【起点】は、入間郡三芳町藤久保1106番1の一部の最北端とする。
 【格子の回転角度（55度12分35秒）】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

-  形質変更時要届出区域を解除する区画
-  敷地境界
-  地番境界



告示

埼玉県告示第二百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第五項の規定により、都市計画区域を次のとおり変更する。

令和八年四月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 変更に係る都市計画区域の名称

鴻巣都市計画区域

二 変更に係る土地の区域

令和八年二月一日における埼玉県鴻巣市の行政区域の全域

告 示

埼玉県告示第二百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第五項の規定により、都市計画区域を次のとおり変更する。

令和八年四月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 変更に係る都市計画区域の名称
行田都市計画区域

二 変更に係る土地の区域
令和八年二月一日における埼玉県行田市の行政区域の全域

告 示

埼玉県告示第二百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第五項の規定により、都市計画区域を次のとおり変更する。

令和八年四月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 変更に係る都市計画区域の名称

熊谷都市計画区域

二 変更に係る土地の区域

令和五年十月一日における埼玉県熊谷市の行政区域の全域

告 示

埼玉県告示第二百四十四号

幸手市から幸手都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和八年四月三日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第二百四十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第一項第八号、同条第二項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号ニ及び別表第三（ニ）欄五の項の規定により、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値を変更する。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部建築安全課において縦覧に供する。

令和八年四月三日

埼玉県知事 大野 元裕

変更に係る区域

鴻巣市の区域内の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

告 示

埼玉県告示第二百四十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第一項第八号、同条第二項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号ニ及び別表第三（ニ）欄五の項の規定により、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値を変更する。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部建築安全課において縦覧に供する。

令和八年四月三日

埼玉県知事 大野 元裕

変更に係る区域

行田市の区域内の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年四月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年四月三日

埼玉県川越県土整備事務所長 坂 田 竜 也

<p>路 線 名</p>	<p>県道三芳富士見線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>入間郡三芳町大字藤久保字西九五五番五地先から同郡同町大字藤久保字西九六一番二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和八年四月三日</p>
<p>備 考</p>	<p>令和五年八月十四日付け埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十七号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。</p>

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年四月三日から三十日間埼玉県川越県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年四月三日

埼玉県川越県土整備事務所長 坂 田 竜 也

一 道路の種類 県道

二 路線名 さいたまふじみ野所沢線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
入間郡三芳町大字上富字八軒 家二一〇二番一地从先から同郡 同町大字上富字八軒家二一〇 二番一地从先まで		区 間
九・六六〽 九・六八	九・〇一〽 九・一〇	敷地の幅員 (メートル)
三〇・〇七		延長 (メートル)
道路整備事業による。		備考

告 示

埼玉県教委告示第十四号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和八年四月三日

埼玉県教育委員会教育長 石川 薫

一 日時

令和八年四月十日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 令和八年度埼玉県教科用図書選定審議会委員の任命について

ロ 令和八年度埼玉県教科用図書選定審議会に対する諮問事項について

ハ その他

雑報

議長選挙

白土 幸仁 議長は、三月二十七日辞職し、同日次の者が選挙された。

議長 荒木 裕介

飯塚 俊彦 副議長は、三月二十七日辞職し、同日次の者が選挙された。

副議長 吉良 英敏

正 誤

埼玉県告示第三百五十五号（令和七年五月九日第六百十五号）中訂正

ページ 行

一 前から十六から十七

誤

字高指二五一八番一、二五三四番一、二五三六番一、二五三八番、二五三九番、
二五四三番、二五四八番一、二五四八番二、二五四九番

正

字高指二五一八番一・二五三四番一・二五三六番一・二五三八番・二五三九番・
二五四三番・二五四八番一・二五四八番二・二五四九番

ページ 行

一 前から二十五

誤

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び小鹿野町役場に備
え

正

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県
庁及び小鹿野町役場に備え

正 誤

埼玉県教育委員会規則第七号（令和八年三月二十七日第七百五号）中訂正

ページ 行

一 前から三十

誤

「第 号」

正

「第七号」